

地方自治特論 A

(地域政府再編論)

2017 年度春学期

第 7 回 (資料)

2017. 6. 1 (木)

第 3 時限 (13: 00~14: 30)

3 号館 811 室

片木 淳

katagi@waseda.jp (◎は@)

次回までに

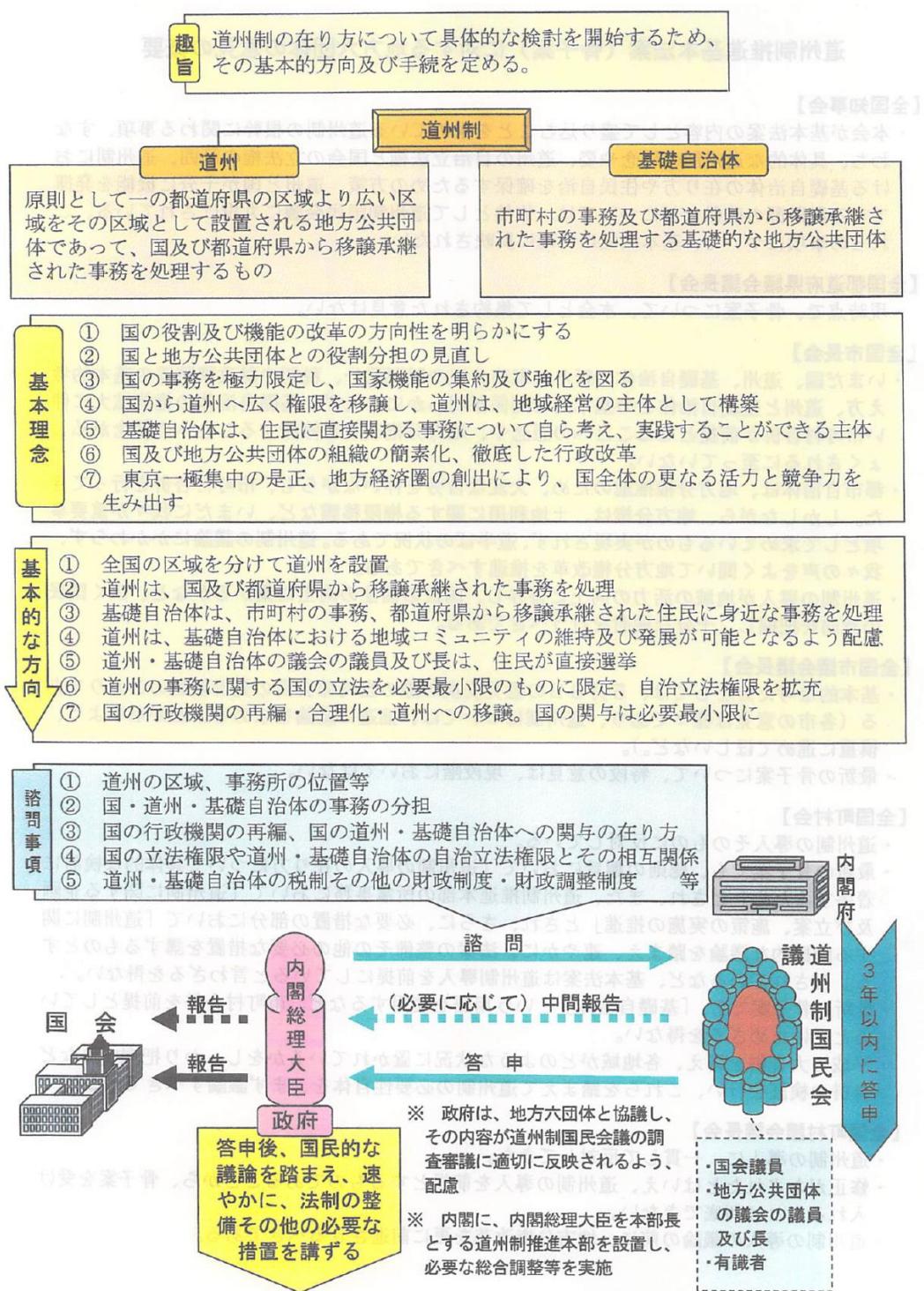
(討論資料)

朝日新聞デジタル記事「大阪都構想の法定協、市議会が設置案可決 再び議論へ」
(2017 年 5 月 27 日)

(本資料の最後に掲載) を読んで、研究しておくこと。

1 自民党「道州制推進基本法案（骨子案）」と地方の意見

1.1 自民党「道州制推進基本法案（骨子案）」（平成 26 年 4 月 2 日）



【出典：自由民主党道州制推進本部（平成 26 年 4 月 2 日）「資料」「道州制推進基本法案（骨子案）について」】

1.2 道州制推進基本法案（骨子案）に対する地方六団体の意見の概要

【全国知事会】

- ・本会が基本法案の内容として盛り込むことを求めている道州制の根幹に関わる事項、すなわち、具体的な道州制の理念や姿、道州の自治立法権と国会の立法権の範囲、道州制における基礎自治体の在り方や住民自治を確保するための方策、道州と国が十分に機能を発揮できる税財源の確保などについては、依然として道州制国民会議に丸投げされている。これらの事項について、基本法案に明確に反映されたい。

【全国都道府県議会議長会】

- ・現時点で、骨子案について、本会として集約された意見はない。

【全国市長会】

- ・いまだ国、道州、基礎自治体の新たな事務分担や財源配分、税制や財政調整等の基本的考え方、道州と基礎自治体との基本的な関係が明らかにされず、基礎自治体の権能拡大に伴い市町村合併が前提となることへの懸念や、地方分権改革が停滞することへの懸念が払しょくされるに至っていない。
- ・都市自治体は、地方分権推進のため、大変な苦労を伴いながらも、市町村合併を行ってきた。しかしながら、地方分権は、土地利用に関する権限移譲など、いまだに我々が重要事項として求めているものが実現されず、道半ばの状況である。道州制の議論にかかわらず、我々の声をよく聞いて地方分権改革を推進すべきである。
- ・道州制の導入が地域の活力の向上に寄与し、国民の福祉の向上に繋がるかなど、広く国民の意向を把握し、十分な検討を行うべきである。

【全国市議会議長会】

- ・基本的な考え方としては、5月8日の意見交換の際の当時の会長の発言要旨のとおりである（各市の意見は様々であり、道州制については、拙速に結論を求めることがないよう、慎重に進めてほしいなど。）。
- ・最新の骨子案について、特段の意見は、現段階においてはない。

【全国町村会】

- ・道州制の導入そのものに反対している。
- ・最新の骨子案でも、総則の趣旨において「道州制の導入の在り方について具体的な検討に着手するため」とされ、また、道州制推進本部の所掌事務において「道州制に関する企画及び立案、施策の実施の推進」とされ、さらに、必要な措置の部分において「道州制に関する国民的な議論を踏まえ、速やかに、法案の整備その他の必要な措置を講ずるものとする」とされているなど、基本法案は道州制導入を前提にしていると言わざるを得ない。
- ・最新の骨子案でも、「基礎自治体」という用語を使用するなど、市町村合併を前提としていると受け止めざるを得ない。
- ・平成の大合併を終え、各地域がどのような状況に置かれているかをしっかりと把握するなど合併の検証を行い、これらを踏まえて道州制の必要性自体を、まず議論すべきである。

【全国町村議会議長会】

- ・道州制の導入に、一貫して反対してきた。
- ・修正がなされたとはいえ、道州制の導入を前提とするものであることから、骨子案を受け入れることは到底できない。
- ・道州制の導入の議論の前に、地方分権改革を更に前進させるべきである。

【出典：自由民主党道州制推進本部（平成26年4月2日）「資料」「道州制推進基本法案（骨子案）に対する地方六団体の意見の概要】

2 関西広域連合と九州広域行政機構

2.1 関西広域連合の概要

| | |
|-------|--|
| 名 称 | 関西広域連合 |
| 設立年月日 | 平成 22 年 12 月 1 日 |
| 構成団体 | 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、 京都市、大阪市、堺市、神戸市 (平成 27 年 12 月 4 日現在) |
| 実施事務 | 広域的な行政課題に関する事務のうち、府県よりも広域の行政体が担うべき事務 ・広域防災、広域観光・文化・スポーツ振興、広域産業振興、広域医療、 広域環境保全、資格試験・免許等、広域職員研修の 7 分野の事務 ・国の出先機関からの事務・権限の移譲 ・将来的には、7 分野の事務の拡充や新たな分野の事務 |

【出典：関西広域連合ホームページ「HOME > 広域連合のしくみ」。平成 29 年 5 月 27 日閲覧】

2.2 設立のねらい

「1. 分権型社会の実現へ！！

中央集権体制と東京一極集中を打破し、地域の自己決定、自己責任を貫ける分権型社会を実現するため、広域課題に地域が主体的に対応できる現実的な仕組みづくりを、関西が全国に先駆けて立ち上げ、地方分権の突破口を開きます。

2. 関西全体の広域行政を担う責任主体づくりを！！

東南海・南海地震発生に備えた広域防災体制の整備やドクターへリによる広域的な救急医療体制の確保をはじめ、将来的には関西の競争力を高めるための交通・物流基盤の一体的な運営管理などを目指し、関西が一丸となって広域行政を展開します。

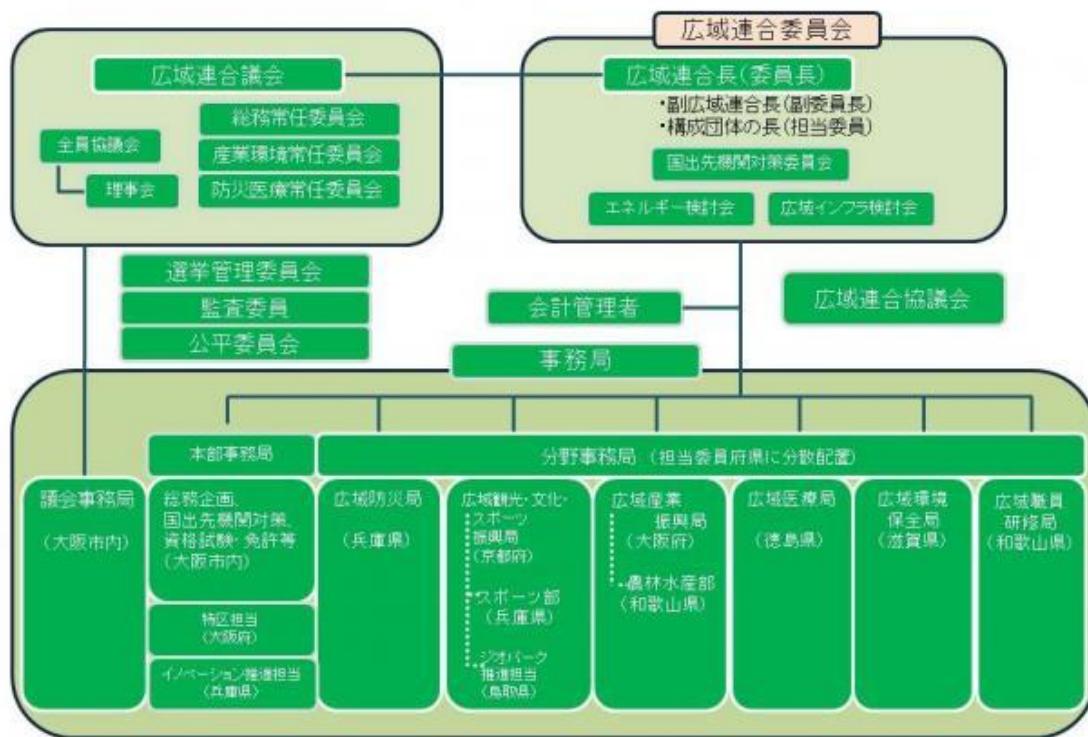
3. 国の出先機関の事務の受け皿づくり！！

各団体の個性や資源を効果的に活用するとともに、出先機関を中心とした国の事務、権限のうち、広域自治体で担うべき事務の移譲を受けて、国と地方の二重行政を解消。関西全体としてスリムかつ効率的な体制への転換を目指します。

】

【出典：関西広域連合ホームページ「HOME > 広域連合のしくみ」。平成 29 年 5 月 27 日閲覧】

2.3 関西広域連合の組織



広域連合長・副広域連合長

広域連合の執行機関。広域連合を代表する広域連合長と広域連合長を補佐する副広域連合長。

| | |
|--------|----------------|
| 広域連合長 | 井戸 敏三 (兵庫県知事) |
| 副広域連合長 | 仁坂 吉伸 (和歌山県知事) |

広域連合委員会

例規や広域計画、予算・決算等、広域連合の運営上の重要事項に関する基本方針及び処理方針を広域連合長が決定するにあたり、構成団体等の多様な意見を反映させるとともに、構成団体の長の主導のもとに各分野の事務事業を迅速に推進するため、構成団体の長が事務分野毎の「担当委員」として執行責任を担う仕組みとして設置するもので、関西広域連合独自のものです。

合議による組織運営を行います。

委員

| | |
|------------------------------------|----------------|
| 広域連合長 (広域防災担当) (スポーツ振興担当) | 井戸 敏三 (兵庫県知事) |
| 副広域連合長 (広域職員研修担当) (広域農林水産担当) | 仁坂 吉伸 (和歌山県知事) |
| 委員 (広域環境保全担当) | 三日月 大造 (滋賀県知事) |
| (広域観光・文化振興担当) | 山田 啓二 (京都府知事) |
| (広域産業振興担当) | 松井 一郎 (大阪府知事) |
| (広域防災副担当) (広域観光・文化・スポーツ振興副担当) | 荒井 正吾 (奈良県知事) |
| (ジオパーク担当) (スポーツ振興副担当) | 平井 伸治 (鳥取県知事) |
| (広域医療担当) | 飯泉 嘉門 (徳島県知事) |
| (広域観光・文化・スポーツ振興副担当) | 門川 大作 (京都市長) |
| (広域産業振興副担当) | 吉村 洋文 (大阪市長) |
| (広域産業振興副担当) | 竹山 修身 (堺市長) |
| (広域防災副担当) | 久元 喜造 (神戸市長) |

連携団体（平成 27 年 12 月 4 日付け）

福井県、三重県

国出先機関対策委員会

関西広域連合では、地域主権戦略大綱に掲げられた「国の出先機関の原則廃止」の完全実施を国に強く求めていきます。特に、府県域を越える広域事務について関西広域連合で実施していくための具体的な検討を行うため、構成団体の長を委員とする対策委員会を設置します。

| | |
|------|--|
| 委員長 | 井戸 敏三（兵庫県知事） |
| 副委員長 | 山田 啓二（京都府知事） |
| 検討事項 | 重点的に移譲を求める広域事務の選定 具体的な事務処理の仕組み 国の出先機関の人員の取扱 財源確保の方策 工程、スケジュール など |

【以上、出典：関西広域連合ホームページ「HOME > 広域連合のしくみ > 関西広域連合の組織」。平成 29 年 5 月 27 日閲覧】

2.4 中央省庁の関西への移転に関する要請（平成 27 年 12 月 24 日）

中央省庁の関西への移転に関する要請

関西広域連合では「関西は一つである」との理念のもと、国土の双眼構造を構築し関西から日本を創生するため、関西の特性を活かした政府機関移転の提案の実現を強く要望した。

このたび「政府関係機関の地方移転に係る対応方針」が取りまとめられたが、中央省庁については、方向性が示されず、今年度末までに成案を得ることを目指すとされたところである。

関西は、首都圏や国内外との交通輸送手段や情報通信機能が充実していること、企業本社等の民間中枢機関や優れた大学・研究機関、歴史・文化・観光等の地域資源の集積が図られており、それらを活かして首都圏と関西が並び立つ国土の双眼構造を構築することにより、東京一極集中の是正を強力に推進することが必要である。

各府省からは、現在の国会・企業等の東京への集積を前提とした慎重意見があるところだが、東京一極集中の是正と地方創生のためには、中央省庁の関西への移転が必要不可欠であり、改めて以下のとおり強く要請する。

関西の特性を活かした中央省庁の移転

関西の各地域が持つ特性を発揮することができるよう、

- **京都府へ文化庁**
- **大阪府へ中小企業庁、特許庁（西日本を対象とする特許審査拠点の設置）**
- **兵庫県へ観光庁**
- **和歌山県へ総務省統計局**
- **徳島県へ消費者庁**

を移転すること。

【出典：関西広域連合ホームページ「HOME > 平成 26 年 7 月 10 日 地方分権改革に関する提案募集への関西広域連合からの提案について（報道発表）」。平成 27 年 4 月 19 日閲覧】

2.5 “丸ごと移管”を求める国の出先機関について（平成 23 年 5 月 26 日関西広域連合）

第 6 回連合委員会（4 月 28 日開催）において、
・連合の現行事務に関係の深い機関
・全国知事会が重点分野と位置づけるなど、地方が特に移管を求めてきた事務に関係の深い機関 の観点から
第 1 ステップとして移管を求める機関の候補として次の 5 機関を選定。
【近畿農政局、近畿経済産業局、近畿地方整備局、近畿運輸局、近畿地方環境事務所】

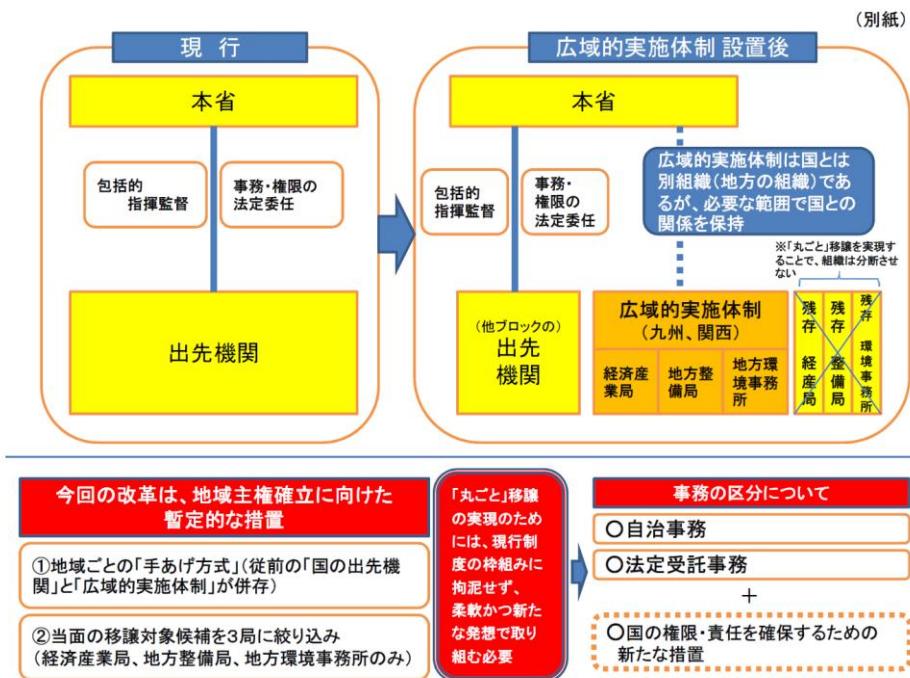
関西と同様の動きを具体化している九州知事会と共に移管を進めるため、
同知事会と調整の上、第 1 ステップとして移管を求める機関を重点化

関西広域連合は、まずは次の 3 機関の移管を（九州知事会とともに）国に求める。

- ・近畿経済産業局
中小企業支援対策を中心に広域連合や府県事務と関係が深い機関で、移管により、地域で総合的な産業政策を展開できる。
- ・近畿地方整備局
全国知事会で最重点分野と位置づけられた直轄国道・河川等住民生活に直接影響する基本的なインフラ整備を担う機関で、地域振興・安心安全の確保に欠かせない。
- ・近畿地方環境事務所
山陰海岸国立公園の管理等を担う機関で、広域連合が担う山陰海岸ジオパークの推進にあたり、移管により、景観保全や地域振興など総合的な行政を展開できる。

【出典：関西広域連合 HP「お知らせ > 平成 23 年 5 月 26 日 第 7 回関西広域連合委員会を開催しました」「協議事項・国の出先機関対策について】

2.6 九州広域行政機構（仮称）



【出典：九州地方知事会 HP「国出先機関の『丸ごと』移譲の実現に向けて」（平成 24 年 2 月 9 日、第 5 回「アクション・プラン」推進委員会、九州地方知事会提出資料）。】

3 広域連合

様々な広域的ニーズに柔軟かつ効率的に対応するとともに、権限委譲の受け入れ体制を整備するため、平成7年6月から施行。

都道府県、市町村、特別区が設置することができ、これらの事務で広域にわたり処理することが適当であると認められるものに関し、広域計画を作成し、必要な連絡調整を図り、総合的かつ計画的に広域行政を推進。

3.1 広域連合の特色

一部事務組合と比較して、次のような特色。

1. 広域的な行政ニーズに柔軟かつ複合的に対応できる。

- 同一の事務を持ち寄って共同処理する一部事務組合に対して、広域連合は多角的な事務処理を通じて広域的な行政目的を達成することが可能な仕組み。
→ 都道府県と市町村とが異なる事務を持ち寄って、広域連合で処理することが可能。

(ex)

- 市町村の一般廃棄物に関する事務と都道府県の産業廃棄物に関する事務を広域連合で実施し、広域的・総合的なゴミ処理行政を推進

2. 広域的な調整をより実施しやすい仕組み。

- 広域連合の作成する広域計画には、広域連合の処理する事務ばかりでなく、これに関連する構成団体の事務についても盛り込むことができる。そして、その構成団体の事務の実施について、勧告することができる。

(ex)

- ゴミ処理施設の運営を行う広域連合の広域計画において、構成団体のゴミ収集方法やごみ減量対策などを記載。これらの実施に関して構成団体に勧告。

- 構成団体に対し、広域連合の規約を変更するよう要請することができる。

3. 権限委譲の受け皿となることができる。

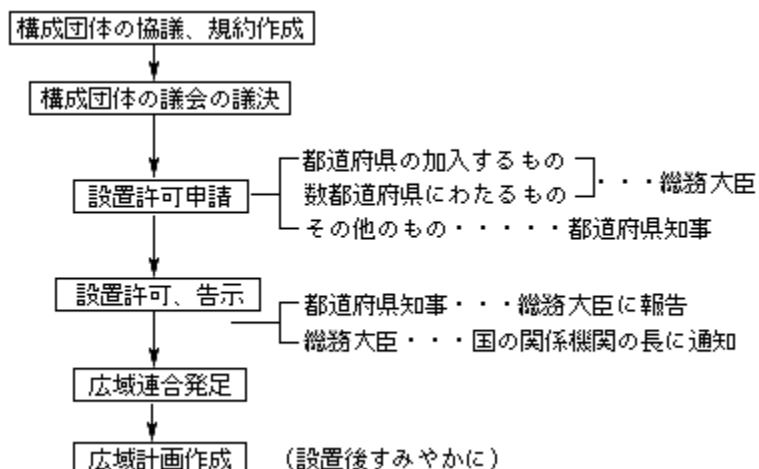
- 広域連合は、直接国又は都道府県から権限委譲を受けることができる。
このため、個々の市町村では実施困難でも、広域的団体であれば実施可能な事務を、法律、政令又は条例の定めるところにより、直接広域連合が処理することとすることができる。
- 都道府県の加入する広域連合から国に、他の広域連合は都道府県に、権限・事務を処理することとするよう要請することができる。

4. より民主的な仕組みを採用。

- 広域連合の長と議員は、いわゆる充て職は認められず、直接又は間接の選挙により選出。
- 広域連合への直接請求を行うことができる。

3.2 広域連合の設置手続

- 基本的には一部事務組合と同様。協議により規約を定め、構成団体の議会の議決ののち、都道府県の加入する広域連合及び数都道府県にわたる広域連合について総務大臣に、その他のものは都道府県知事に許可を申請。
- 都道府県知事は許可をしたときは直ちにその旨を公表（告示等）するとともに総務大臣に報告。また総務大臣許可のときは直ちにその旨を告示。
- 広域連合は、設置後すみやかに広域計画を作成。



3.3 広域連合の規約

広域連合の名称、構成団体、区域、処理する事務、広域計画の項目、事務所の位置、議会の組織、議員選挙の方法、執行機関の組織と選挙の方法、経費支弁の方法は、広域連合の規約に定められる。

3.4 広域連合の設置状況（平成 29 年 4 月 1 日現在）

116 の広域連合

—————> http://www.soumu.go.jp/main_content/000480944.pdf

【以上、出典：総務省 HP 「総務省トップ > 政策 > 地方行財政 > 地方自治制度 > 広域行政・市町村合併 > 広域連合」。H29.5.27】

3.5 広域連携の仕組みと運用

| 共同処理制度 | 制度の概要 | 運用状況(H28.7.1現在) |
|------------------|---|---|
| 法人の設立を要しない簡便な仕組み | 連携協約 地方公共団体が、連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定めるための制度。 | ○締結件数: 175件 ○連携中枢都市圏の形成に係る連携協約: 128件(73.1%)、その他: 47件(26.9%) |
| | 協議会 地方公共団体が、共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行うための制度。 | ○設置件数: 202件 ○主な事務: 消防41件(20.3%)、広域行政計画等28件(13.9%)、救急23件(11.4%) |
| | 機関等の共同設置 地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を複数の地方公共団体が共同で設置する制度。 | ○設置件数: 444件 ○主な事務: 介護区分認定審査129件(29.1%)、公平委員会117件(26.4%)、障害区分認定審査106件(23.9%) |
| | 事務の委託 地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度。 | ○委託件数: 6,443件 ○主な事務: 住民票の写し等の交付1,417件(22.0%)、公平委員会1,141件(17.7%)、競艇854件(13.3%) |
| | 事務の代替執行 地方公共団体の事務の一部の管理・執行を当該地方公共団体の名において他の地方公共団体に行わせる制度。 | ○代替執行件数: 2件 ○上水道に関する事務: 1件、公害防止に関する事務: 1件 |
| 別法人の設立を要する仕組み | 一部事務組合 地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体。 | ○設置件数: 1,493件 ○主な事務: ごみ処理406件(27.2%)、し尿処理337件(22.6%)、救急271件(18.2%)、消防270件(18.1%) |
| | 広域連合 地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体。国又は都道府県から直接に権限や事務の移譲を受けることができる。 | ○設置件数: 116件 ○主な事務: 後期高齢者医療51件(44.0%)、介護区分認定審査45件(38.8%)、障害区分認定審査32件(27.6%) |

(注1) 法人の設立については、特別地方公共団体の新設に係るものであり、総務大臣又は都道府県知事の許可を要するものとされている。

(注2) 地方開発事業団、役場事務組合及び全部事務組合については、地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)により廃止。なお、同改正法の施行時(平成23年8月1日)に現に設けられている地方開発事業団(青森県新産業都市建設事業団)については、なお従前の例によることとされている。

(注3) 協議会、機関等の共同設置、一部事務組合、広域連合の事務件数については、複数の事務を行っている場合は事務ごとに件数を計上しているため設置件数と一致しない場合がある。

【出典: 総務省 HP「総務省トップ > 政策 > 地方行財政 > 地方自治制度 > 広域行政・市町村合併 > ・共同処理制度の概要」。H29.5.27】

4 地方自治の本旨

「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。」

4.1 「団体自治」と「住民自治」

| 区分 | 定義 | 摘要 |
|------|--|--|
| 団体自治 | 一定の地域を基礎とする <u>国から独立した団体(自治体等)</u> を設け、この団体の権限と責任において地域の行政を処理する原則のこと | 憲法と地方自治法は、都道府県や市町村の設置を認めるとともに、これらに法律の範囲内の条例制定権をはじめとする事務処理権能を認めており、団体自治の原則を具体化している。 |
| 住民自治 | 地方における行政を行う場合にその <u>地方の住民の意思と責任に基づいて処理</u> するとする原則のこと | 憲法は、自治体の長及び議会の議員の直接公選制を定め、さらに地方自治法は、種々の住民の直接請求、住民投票、住民訴訟等を定めて、住民自治の原則を具体化している。 |

(出典) 定義の部分 : 法律用語辞典 第2版 (有斐閣、2000年)

(平成15年3月『地方分権時代の条例に関する調査研究』の中間まとめⅡ)により作成。

下線は片木

4.2 政府答弁 『地方自治の本旨』の意義

* 「一般的に地方における地方自治というのは、住民それ自身が団体自治なりあるいは住民自治なり、…自立性あるいは自主性というのを重んじて自治体を運営していくということが基本だと、こういうことあります。」

(昭和55年3月29日 参・予算委第四分科会 砂子田政府委員答弁)

* 「憲法九十二条に規定する『地方自治の本旨』とは、…地方公共団体の運営を住民自身の責任においてみずからの手で行うという住民自治と、…地方公共団体の自主性、自律性が十分發揮できるよう地方自治の制度を定め運営するという団体自治をともに実現することである。」 (平成5年8月25日 衆・本会議 細川内閣総理大臣)

* 「地方自治の本旨というのは、…地方公共団体の運営は原則として住民自身の責任においてみずからの手で行うという住民自治の原則と、もう一つは、国から独立した地方公共団体の存在を認め、これに地方の行政を自主的に処理させるという団体自治の原則をともに実現するという、…地方自治の原則でございます。」

(平成11年7月7日 参・行財政特別委 大森政府委員答弁)

(次回討論資料)

朝日新聞デジタル記事「大阪都構想の法定協、市議会が設置案可決 再び議論へ」(2017年5月27日)



前回の流れと想定される今後の流れ

| | 特別区 | 総合区 | 行政区(現行) | 特別区と総合区の違い |
|-------|---------|---------------|----------|--|
| 位置づけ | 独立した自治体 | 指定市の内部組織 | 指定市の内部組織 | 阪住区 府民数は 市投 副首 特別区は 案、15年 の案、 都推進局の 案、5月 大の |
| 区数 | 5区 | 8区 | 24区 | |
| 区長 | 選挙で選ぶ | 議会の同意を得て市長が選任 | 市長が任命 | |
| 予算編成権 | あり | なし | なし | |
| 区議会 | あり | なし | なし | |

大阪市議会は26日、大阪市を廃止して特別区に再編する大阪都構想を具体化する法定協議会(法定協)の設置議案を大阪維新の会、公明党などの賛成多数で可決した。自民党、共産党などは反対した。大阪府議会でも6月に可決される見込みで、来月にも法定協で再び都構想の議論が始まる。今回は維新が公明に配慮し、市を残して区の権限を強化する「総合区制度」の導入も並行して議論する。

法定協は知事、市長、府市両議会の議員計20人で構成し、特別区の区数や区割り、権限などを決める。維新は来年春ごろに特別区案と総合区案を固め、2018年秋に特別区移行の是非を問う住民投票の実施を目指している。

橋下徹前市長の後継の大阪市の吉村洋文市長は26日、「大阪の大改革を進めるための一歩が踏み出された。しっかりこの改革を進めたい」と述べた。

都構想は15年5月の住民投票で反対多数となり廃案になった。橋下徹前市長も「政界引退」を表明。しかし、維新は都構想を「1丁目1番地」として復活を図り、同年11月の大坂府知事・市長のダブル選で松井一郎知事と吉村洋文市長が再挑戦を訴えて圧勝。再び議論が始まった。

住民投票の実施には、再び法定協で特別区案を具体化し、府市両議会で可決する必要がある。維新は両議会で過半数に届かないため、都構想に反対する公明の協力を得ようと、今回の法定協で、公明が唱える総合区も検討することを受け入れた。松井氏は住民投票で再び都構想に反対多数だった場合、総合区導入を進める考えを示している。

■住民投票の実現、公明がカギ

「（特別区と総合区の）それぞれベストな案をつくり、最後は市民の皆さんに判断してもらう」。大阪市議会で法定協の設置議案が可決され、吉村洋文市長（維新政調会長）は、来年秋に目指す大阪都構想（特別区）の住民投票に意欲を示した。

吉村氏は今回、3月の府市両議会で継続審議となった法定協の設置議案について、公明の要請を受けて運営方法などを定める規約を修正。法定協では、公明が掲げる総合区も特別区とともに検討を進めることになった。ただ、来秋に住民投票を実施するには、1年ほどで両案をまとめ、両議会で過半数の賛成により特別区案の可決にこぎつけねばならない。

吉村氏が公明に最大限配慮するのは、維新は両議会とも過半数に届いておらず、公明の協力が欠かせないからだ。ただ、公明の動向次第では難航することも予想される。

2015年の住民投票までの過程は混乱を極めた。

前回の法定協は13年2月に始まった。維新以外の会派の都構想への反発から協議は進まず、橋下徹市長（当時）は14年3月、出直し市長選に打って出た。

橋下氏が再選されても、対立の構団は変わらず、維新が法定協から他会派のメンバーを外す混乱の中、特別区案を決定。その特別区案も府市両議会で否決された。見かねた菅義偉官房長官も、橋下氏と、公明の支持母体である創価学会の仲裁に入った。公明は「都構想には反対だが、住民投票には賛成」と転換。15年3月に府市両議会で住民投票の前提となる特別区案が可決されるまで約2年かかった。

公明が今回、法定協設置に賛成したのは、自らが掲げる総合区の検討が進むことが大きな理由で「特別区に賛成することはない」（土岐恭生・公明市議団幹事長）という。

すでにさや当ては始まっている。松井一郎府知事（維新代表）は今月24日の記者会見で「（総合区の）決定は、住民投票後というのがあるべき姿」と発言。住民投票前にあらかじめ市議会で総合区案を可決するという従来の方針を修正するもので、公明市議らは反発。松井氏は翌日、住民投票で特別区案が否決されれば確実に総合区案を実現させるとし、「維新代表として書いたもので約束してもいい」と配慮を示した。

ある公明市議は先行きを見据え、「法定協でも本会議でも、これから攻防が起こるだろう」と語った。（今野忍、矢吹孝文）

【出典：朝日新聞デジタル・HP「記事」「大阪都構想の法定協、市議会が設置案可決 再び議論へ」（今野忍、矢吹孝文。2017年5月27日00時52分）】